

令和5年12月農業委員会議事録

開催日時：令和5年12月11日（月） 午前9時00分

開催場所：嘉島町役場 3階中会議室

農業委員出席者：下田司、山内秀一、森田義美、友田廣、岩永俊夫、村上卓也、榮恵、松永雄治、福永哲夫、齊藤進、西岡千秋、松本誠一、松本一幸、中津芳春、吉田三十志、藤瀬信行

農業委員欠席者：高木勝美

事務局出席者：永田智紀、河原正弘、前田萌香

1. 開 会：永田事務局長

2. 会長挨拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、齊藤進委員、西岡千秋委員を指名する。

4. 議 事

(1) 報告第 21 号 農地法第18条の合意解約について

(2) 報告第 22 号 農地法第3条の届出について

(3) 報告第 23 号 農地法第5条の届出について

(4) 議案第 31 号 農地法第5条の許可申請について

(5) 議案第 32 号 農用地利用集積計画承認申請について

(6) 議案第 33 号 農用地利用集積等促進計画（配分）の更新について

5. そ の 他

6. 閉 会

○報告第21号 農地法第18条の合意解約について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第21号農地法第18条第6項による届出の通知が2件ございます。
事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料の1ページになります。報告第21号の報告をいたします。

申請番号1番です。所在が上六嘉地区で、農振農用地の田が1筆、面積が1,264㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りです。今回の解約事由につきましては、売買による合意解約となっております。解約の申入日等は記載のとおりとなっております。

次に申請番号2番です。所在が下六嘉地区で、農振地域外の田が1筆、面積が481㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りです。今回の解約事由につきましては、転用による合意解約となっております。解約の申入日等は記載のとおりとなっております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました案件は、合意解約となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第22号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第22号農地法第3条の規定による届出が4件ございます。
事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は2ページになります。申請番号1番になります。所在は上六嘉地区、及び北甘木地区になります。地目については田4筆、合計の面積が1,481㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

次に申請番号2番になります。所在は北甘木地区になります。地目については田1筆、面積が500㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

次に申請番号3番になります。所在は北甘木地区になります。地目については田1筆、面積が487㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

次に資料は3ページになります。申請番号4番になります。所在は上六嘉地区、及び上島地区になります。地目については田5筆、畑3筆の計8筆、合

計の面積が3,638㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あつせんの希望がございます。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました件は、相続による所有権の移転となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第23号 農地法第5条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第23号農地法第5条の規定による届出が1件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。農地法第5条の報告になります。資料は4ページになります。

申請番号1番です。所有権移転の案件となっております。所在が上島地区になります。農振地域外の田が1筆、面積が417㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りです。転用事由については個人住宅2棟の建築となっております。

5ページに位置図を載せております。市街化区域内の案件になります。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より報告がありました件は、市街化区域の転用になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○議案第31号 農地法第5条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第31号農地法第5条の規定による許可申請が3件ございます。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料、6ページをお願いいたします。

申請番号1番です。所有権移転の案件となっております。所在は下六嘉地区、農振地域外の田が6筆、面積が1,718㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。

申請事由については、建売住宅7棟の申請となっております。8ページに申請位置図と9ページに土地利用計画平面図を載せております。

9ページの土地利用計画平面図をご覧ください。

給水については、井戸ボーリングになります。また、雨水におきましては雨

水榭への集水後、道路側溝への放流、生活雑排水については公共下水道への接続となります。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります友田委員から報告をお願いいたします。

(友田委員) 11月28日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。

申請地は、10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われます。

申請地東側に農地が隣接していますが、農地耕作者には十分な説明がなされており、境界部分には空洞ブロックを新設されるため、支障はないものと思われま

す。建売住宅ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は10ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第2種農地であり、目的については建売住宅になります。

資力及び信用は適当、又周辺の農地等に係る営農条件への支障はなく、また農地の利用の集積への支障もないと判断しております。

この他、法令により義務付けられている行政庁との協議も終了していること等により、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

続きまして、申請番号2番について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料、7ページをお願いいたします。

申請番号2番です。所有権の移転の案件となっております。所在は上六嘉地区、農振地域外の畑が1筆、面積が367㎡となっております。譲渡人と譲

受人については記載の通りとなっております。

申請事由については、個人住宅の申請となっております。11ページに申請位置図と12ページに土地利用計画平面図を載せております。給水については、井戸ボーリングになります。また、雨水におきましては雨水浸透枡への集水後、宅内処理とし、生活雑排水については公共下水道への接続となります。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります福永委員から報告をお願いいたします。

(福永委員) はい。11月29日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、上六嘉集落内の未整備農地ですが、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であるため、農地区分としては第1種農地になると思われま。また、申請地は休耕地となっており、耕作はされておりました。

個人住宅ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は13ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第1種農地であり、目的については個人住宅になります。

資力及び信用は適当、又周辺の農地等に係る営農条件への支障はなく、また農地の利用の集積への支障もないと判断しております。

この他、法令により義務付けられている行政庁との協議も終了する見込みがあること等により、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

続きまして、申請番号3番について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料、7ページをお願いいたします。

申請番号3番です。所有権の移転の案件となっております。所在は井寺地区、農振地域外の田が1筆、面積が493㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。

申請事由については、個人住宅の申請となっております。14ページに申請位置図と15ページに土地利用計画平面図を載せております。給水については、井戸ボーリングになります。また、雨水におきましては集水桝への集水後、水路への放流、生活雑排水については合併浄化槽にて浄化後、集水桝を経由してからの水路への放流となっております。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員の代理であります藤瀬委員から報告をお願いいたします。

(藤瀬委員) はい。11月28日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、井寺集落内の未整備農地ですが、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であるため、農地区分としては第1種農地になると思われま。また、申請地は休耕地となっており、耕作はされておりました。

個人住宅ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は16ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第1種農地であり、目的については個人住宅になります。

資力及び信用は適当、又周辺の農地等に係る営農条件への支障はなく、また農地の利用の集積への支障もないと判断しております。

この他、法令により義務付けられている行政庁との協議も終了する見込みがあること等により、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につき

まして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

○議案第32号 農用地利用集積計画承認申請について

(議長) 続きまして、議案第32号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用の集積計画の承認申請が6件ございます。

このうち、藤瀬委員の案件が1件ございます。先に藤瀬委員の案件を審議しますので、藤瀬委員の退室をお願いします。

(藤瀬委員退室)

事務局から藤瀬委員の案件1件の説明をいただき、審議・議決を行いますので、よろしくをお願いします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は17ページの申請番号2番になります。所在は下六嘉地区。

農振農用地内の田が1筆で面積が471㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載の通りとなっております。目的は売買、売買価格等については記載のとおりとなっております。

事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。藤瀬委員の入室を許可します。

(藤瀬委員入室)

藤瀬委員の案件は承認されましたので、報告いたします。

(藤瀬委員) どうもありがとうございました。

(議長) 続きまして、残りの案件になりますが、事務局から残り5件の説明を頂き、その後5件を一括して審議・議決を行いますので、よろしく願いいたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は17ページの申請番号1番からになります。所在は上六嘉地区。農振農用地内の田が1筆で面積が1,268㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載の通りとなっております。目的は売買、売買価格等については記載のとおりとなっております。

続きまして、資料は18ページになります。申請番号3番になります。所在は下六嘉地区。農振農用地内の田が1筆で面積が3,043㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載の通りとなっております。目的は売買、売買価格等については記載のとおりとなっております。

続きまして、資料は19ページになります。申請番号4番になります。所在は上六嘉地区。農振農用地内の田が2筆で合計面積が1,452㎡となっております。貸付人と借受人等は記載のとおりとなっております。利用目的については使用貸借権の新規契約となっております。期間は令和6年1月1日から令和10年12月31日となっております。

続きまして、申請番号5番になります。所在は上六嘉地区。農振農用地内の田が3筆で合計面積が3,064㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおり。利用目的については賃貸借権の新規契約、借賃については記載のとおり。期間は令和6年1月1日から令和10年12月31日となっております。

続きまして、資料は20ページになります。申請番号6番になります。所在は下六嘉地区。農振農用地内の田が1筆で面積が3,043㎡となっております。貸付人と借受人等は記載のとおり。利用目的については使用貸借権の新規契約となっております。期間は令和6年1月1日から令和10年12月31日となっております。

事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました5件の案件

につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で5件を承認・可決いたします。

○議案第33号 農用地利用集積等促進計画(配分)の更新について

(議長) 続きまして、議案第33号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(配分)の更新が1件ございます。事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は22ページになります。所在は犬渕地区。田が1筆で面積が764㎡となっております。賃借権の設定等を受ける者、行う者につきましては記載の通りとなっております。目的は賃借権の更新、借賃については記載のとおり。期間は2024年2月1日から2029年1月31日となっております。賃借権の設定等を受ける者は農地所有適格法人に該当しますので、権利設定等を受ける者が耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるという要件を満たしているものと思われま。事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

本日の案件は全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。

次回の農業委員会は1月10日、水曜日の9時00分からを予定したいと思います。

それでは、これもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。お疲れ

様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和5年12月11日

会長 下 田 司

委員 齊 藤 進

委員 西 岡 千 秋